

千葉県告示第4号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月6日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月6日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 愛生町6号線	稲毛区六方町225番2から 稲毛区六方町210番27まで	令和2年1月6日